

持続性向上のための上下水道事業連携ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 県および各市町（組合）等の上下水道事業における老朽化や耐震対策、維持管理などの共通課題に対し、広域化・共同化の一層の推進により解決を図る方策等についての議論を加速し、あらゆる可能性の検討を実施していくため、持続性向上のための上下水道事業連携ワーキンググループ（以下、「WG」）を設置する。

(所掌事務)

第2条 WGは、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 県および各市町（組合）等の上下水道事業の現状分析および将来予測に関する事項
- (2) 県および各市町（組合）等の老朽化や耐震対策、維持管理等に関する広域化・共同化の推進に関する事項
- (3) その他、県および各市町（組合）等の上下水道事業の持続性向上を図るために必要と認められる事項

(構成)

第3条 WGの構成は次のメンバーにより構成する。

- (1) 県内各市町（組合）等上下水道事業担当課長
- (2) 滋賀県琵琶湖環境部下水道課長、健康医療福祉部生活衛生課長
南部流域下水道事務所長および北部流域下水道事務所長
企業庁経営課長
- (3) テーマに応じて、WGの下に個別WGを設けることができる。

(座長)

第4条 WGに、座長を置く。

- 2 座長は、琵琶湖環境部下水道課長がたるものとする。
- 3 座長に事故があるとき、または欠けたときは、健康医療福祉部生活衛生課長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 座長は、会議の議長として会議の進行を行う。

2 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 WGの運営に必要な事務は、滋賀県琵琶湖環境部下水道課、健康医療福祉部生活衛生課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

付 則

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。